

日本軍の治安戦と三光作戦

笠原 十九司

一 日中戦争と北支那方面軍

日中戦争の間（1937年7月7日～45年8月15日）、中国大陸で戦闘に従事した日本軍には、総軍として関東軍（1919年4月～45年8月）と支那派遣軍（1939年9月～45年8月）があった。当時「満州」を除く万里の長城以南の中国戦場は大きく三つに分けられ、北支那方面軍（1937年8月～45年8月）は内蒙古をふくむ華北を戦域として侵攻と占領地の確保にあたり、中支那方面軍（1937年10月～39年9月）は上海、武漢を中心に長江流域の華中、南支那方面軍（1940年2月～41年6月）は広東を中心に華南をそれぞれ作戦地域とした。そのうち、中支那方面軍は南京に総司令部を置いた支那派遣軍の編成にともない同軍の直属に編入され解隊された。

中支那方面軍の作戦・占領地域であった華中は、1940年3月に日本軍の工作によって樹立された汪精衛を首班とする中華民国国民政府（汪精衛政権）の事実上の行政領域となったので、中支那方面軍に替わった支那派遣軍は、華中を直接統治するための侵攻作戦は行わなくなった。南支那方面軍は日本軍の北部仏印進駐（1940年9月）と南部仏印進駐（1941年6月）の準備のために編成された性格が強く、アジア太平洋戦争に備えて南方軍が編成されるにともない（1941年11月）その前に解隊された。

北支那方面軍は日中戦争の全期間をとおして華北（内蒙古を含む）地域の侵攻作戦と占領統治をおこなった軍隊であり、編制部隊の規模と兵員においても他の方面軍を凌駕し、日中戦争の主役であったといえる。

北支那方面軍の1942年4月当時の編制は、直轄兵団（3個師団、4個独立混成旅団）が北京・天津を中心に河北省を管轄地域とし、第一軍（3個師団、2個独立混成旅団）が山西省を、第一二軍（3個師団、3個独立混成旅団）が山東省、駐蒙軍（1個師団、1個独立混成旅団）が察哈爾省（内蒙古）をそれぞれ作戦地域にして占領支配をおこなった。北支那方面軍の兵員数の合計は10個師団、10個独立混成旅団であり、さらに騎兵集団と北支那方面軍航空部隊が編制下にあったので、単純に見積もって総勢30万を優に超える膨大な兵員を擁した。

大兵力の北支那方面軍を華北に配置したのは、日本の戦争指導当局が、華北を軍事占領し、傀儡政権（中華民国臨時政府、汪精衛政権樹立後は華北政務委員会）を設置して「第二の満州国化」をはかり、資源の獲得と市場の支配を目指したからである。

本稿では、中国戦場において日本軍の主要な位置を占めた北支那方面軍がどのような侵攻作戦を展開し、どのような占領支配をおこなったか、そして中国民衆にたいしてどのような侵略・

加害行為を加えたのか、拙著『日本軍の治安戦—日中戦争の実相』¹ならびに拙稿「治安戦の思想と技術」²および拙著『南京事件と三光作戦』³にもとづいてその全体像の叙述を試みる。それは、これまで十分に認識されてこなかった日中戦争の実相を明らかにすることでもある。

二 北支那方面軍の治安戦

防衛庁防衛研修所戦史室編纂の戦史叢書に『北支の治安戦(1)』⁴（朝雲新聞社、1968年）と『同(2)』（同1971年）とあるように、北支那方面軍が華北で展開した作戦と占領支配政策を「治安戦」と呼称した。同戦史叢書に『中支の治安戦』も『南支の治安戦』もないのは、治安戦がもっぱら華北においておこなわれたからである。

華北における「治安戦」の定義を『北支の治安戦(1)』の「まえがき」は「北支の確保安定を任務とする北支那方面軍が、同じく北支の共産化を目指す中国共産党（中共と略称）勢力に対して展開した作戦である」と記している。

ところで、「治安戦」という用語を歴史事典類や百科事典類で調べても該当項目はない。軍用語事典類にさえも見当たらない。「治安戦」というタイトルの本をインターネットで検索してヒットするのは、前掲の『北支の治安戦』と前掲拙著『日本軍の治安戦』のみである。というのは、日本軍が使用した「治安戦」という戦争用語がかなり特殊であったということである。

「治安」について、『広辞苑』には「国家が安らかに治まること。人々が安心・安全に暮らせるように社会の秩序が保たれていること」と書かれ、『大辞林』には「国家・社会の秩序や安全がよく保たれていること」と書かれてある。さらに『広辞苑』には、「治安出動」として「警察力をもってしては対処できないような緊急な事態が発生した場合、内閣総理大臣の命令に基づいて自衛隊が治安維持のために出動すること。都道府県知事の要請により内閣総理大臣が出動を命ずる場合もある」と説明されている。以上の辞書による定義から分かるように「治安」というのは国内の統治や社会秩序の安定の意味で使われる言葉であり、外国との関係には使われない言葉なのである。もちろん外国との戦争にも同様である。

戦前の日本には1925年に制定され、1928年に最高刑が死刑とされた治安維持法に基づく悪名高い「治安維持法体制」があり、日本国民を容赦なく侵略戦争に駆り立て、総動員していくために反対思想と運動さらに言動までも取締り、弾圧した体制であった。「治安維持法」は「国体の変革」つまり「天皇制の変革」を目的とする組織・団体や運動さらに思想が「治安」に反するものとして否定され、容赦なく弾圧とされた。天皇の統治する大日本帝国の国体すなわち天皇制の護持のための弾圧体制を、日本国内だけでなく、植民地・占領地統治地域にも適用したのである。そのため、民族的抵抗運動や独立運動も「国体の変革」を目指すものとして抑圧、弾圧の対象としたのである。天皇制大日本帝国の統治領域を台湾や朝鮮さらに中国において、そして東南アジア・太平洋地域まで拡大した「大東亜共栄圏」において「治安維持法体制」を

確立しようとしたのである。

日中戦争においては、華北において日本の占領統治地域を確保、安定させることが「治安維持」であると解釈され、そのための戦闘行為が「治安戦」であった。つまり、国際法でいえば侵略戦争・侵略行為が「治安戦」と言い換えられたのである。その意味で、「治安戦」というのは、天皇制日本の軍部が考案して意図的に使用した作戦用語であり、侵略戦争の本質を模糊する役割を果たした特殊な戦争用語であった。

日中戦争（中国にとって抗日戦争）当時、中国大陸にはいつも日本軍にたいする二つの戦場が存在した。中国ではこの二つを「正面戦場（国民党軍戦場）」と敵後戦場（共産党軍戦場、解放区戦場）と呼んでいる。正面戦場では、日本軍と正規軍であった国民政府軍（国民党軍）とが、近代兵器を総動員して正面作戦を展開した。いっぽう、後方戦場（敵後戦場）では、共産党勢力を中心とする八路軍・新四軍・抗日ゲリラ部隊（抗日遊撃隊）が日本軍にたいしてゲリラ戦（非正規戦）を展開した。八路軍は国民革命軍第八路軍（方面軍）の略称、新四軍は国民革命軍新編第四軍の略称で、第二次国共合作成立（1937年8月）により、それまでの紅軍（共産党軍）が国民革命軍（国民政府軍）に編入された後の呼称である。

華北の後方戦場においては、八路軍と抗日ゲリラ（非正規兵、民兵）がゲリラ戦（遊撃戦）を展開して、日本軍の占領・支配地域を内側から解放して解放区を拡大した。新四軍は華中の後方戦場を中心に活動したが、堅固な抗日根拠地を構築することはできず、もっぱらゲリラ戦を展開した。華南においては、海南島や広東の一部を除けば、共産党軍の指導する抗日ゲリラ戦はほとんど展開されなかった。

八路軍と抗日ゲリラ部隊は、解放区を抗日根拠地にして辺区政権を築いて革命政権を樹立、同政権を司令部として、後方戦場におけるゲリラ戦を展開し、各地の鉄道や橋、幹線道路を破壊、寸断して日本軍の物資輸送・補給に重大な障害をもたらした。これにたいして日本軍が抗日根拠地（解放区）・抗日ゲリラ地区の徹底的破壊をめざして大々的に燼滅掃討作戦を展開したのが「治安戦」であった。さらに、日本軍が占領した広大な地域に膨大な数の部隊を常駐させて八路軍・抗日ゲリラの活動を封じ込め、遮断するための諸施策を実施した。後方戦場における日本軍の工作と作戦ならびに戦闘の総称が「治安戦」である。

いっぽう、中国共産党は、後方戦場において日本軍の「治安戦」と戦いながら農民を組織し、革命政権を築いて拡大し、日本軍の敗北、撤退後に解放区をさらに拡大、八路軍・新四軍などの共産党軍を中国人民解放軍と改称し、「農村から都市を包囲する」かたちで国民党軍との内戦に勝利し、中華人民共和国の建国に成功したのである。

三 日中戦争における治安戦の展開

1 治安戦の開始

1938年10月に終了した武漢・広東攻略作戦の結果、日本軍は中国の重要都市のほとんどすべてを占領したが、重慶に政府・首都を移転して抗戦を継続する国民政府（重慶政府と呼んだ）を降伏させることはできず、以後、日中戦争を長期持久戦に移行した。

いっぽう、日本軍の華北占領に対抗して、日本軍占領地における最初の八路軍の抗日根拠地である晋察冀辺区が1938年1月に成立した。つづいて、1938年9月に山東抗日根拠地が成立、40年には晋冀魯抗日根拠地、41年7月には晋冀魯豫抗日根拠地が成立、ほぼ華北全域に抗日根拠地が建設された。晋は山西省、冀は河北省、魯は山東省、豫は河南省の別称である。こうして抗日根拠地（解放区）と抗日武装勢力は年とともに拡大、発展をとげていた。

長期持久戦略に転換した北支那方面軍は、擁立した傀儡政権の中華民国臨時政府（1937年12月成立、行政委員長王克敏）や華北政務委員会（1940年3月の汪精衛政権の成立にともない、中華民国臨時政府を改組、委員長王揖唐）を強化して、占領地を安定確保しようとした。

北支那方面軍は1939年4月「治安肅正要綱」を作成、傀儡政権の下に省一県一村の行政機構と軍警制度を復活させて、占領地の「治安肅正作戦」を推進しようとした。具体的には、占領地の県政府の復活、郷村自治の建設、交通運輸・通信施設の建設、商業活動の復活、学校教育の復活、青少年の訓練、民衆生活の安定、民衆福祉の増進などの諸施策を実施して、民心を掌握することを目指したのである。

上記の諸施策を実施するための民衆教化団体として新民会（中華民国新民会の通称）が北支那方面軍特務部の支持と指導のもとに傀儡政権の下に組織された。

この段階は「治安戦」といっても、戦闘作戦よりも宣撫工作ともいわれた「治安工作」に重点が置かれた。北支那方面軍は、抗日武装勢力は容易に殲滅でき、占領地社会の復興と建設を進め、安定した生活を保障してやれば、民衆の支持を獲得し、共産党や八路軍から引き離すことができるという楽観論に立脚して、華北の「第二の満州国化」を目論んでいた。

前掲『北支の治安戦(1)』によれば、「治安戦」は大きく二つに区分され、一つは「治安工作」で、非軍事的手段にもとづく宣撫工作で、上述の工作がそれにあたる。天皇を戴く皇国日本の威光を占領地に浸透させ、日本軍の統治を安定させ「日支共存共栄」を実現させようとする思想にもとづいている。北支那方面軍は、後述するように占領地を「治安地区」「准治安地区」「未治安地区」の3つに区分したが、「治安工作」は主として「治安地区」において実施された。もう一つが「治安作戦」で、軍事的手段による戦闘行為で、「准治安地区」や「未治安地区」において実行された。次節で述べるのが「治安作戦」で、「治安強化作戦」「治安掃蕩作戦」「燼滅掃蕩作戦」などとも呼称された。

2 百団大戦と治安戦の本格化

1940年8月20日、八路軍は全勢力をあげて華北の主要鉄道、通信線、解放区にくいこんだ日本軍の拠点などに対していっせいに奇襲攻撃をくわえた。作戦に参加した総兵力は、115団（連隊）40万人といわれ、八路軍の百余団が参加したことから百団大戦と呼称される。8月20日から9月上旬にいたる第一次攻勢と9月22日から10月上旬にいたる第二次攻勢により、北支那方面軍は甚大な損害を被った。八路軍の戦力を軽視し、10人以下の分隊単位で高度（広域）分散配置をおこなっていた各拠点は、道路・鉄道の各所を破壊されて、増援を得られることなく各地に孤立したまま、数にまさる八路軍の奇襲攻撃に晒された。被害がもっとも多かったのは、河北省と山西省を走る石太線（石家荘－太原）で、沿線の拠点20が陥落し、日本軍に多くの戦死者をだした。

八路軍が百団大戦を決行したのは、一つは、北支那方面軍が華北を「第二の満州国化」を目指して全軍をあげて実施した「治安肅正作戦」が、華北の民衆に負担と犠牲を強いるものであり、何よりも民族的屈辱感を与えるものであったから、日本側の意図とはまったく逆に中国民衆の怒りと反発、抵抗を惹起し、農民たちが共産党の抗戦政策に共鳴し、共産党の工作と指導を受け入れ、抗日根拠地の建設に支持をあたえるようになったことがある。その結果、各地に抗日根拠地が組織され、八路軍部隊とその予備軍としての抗日ゲリラ部隊が急激な拡大をとげ、百団大戦を発動できるほどの勢力拡大をとげたのである。

もう一つは、1939年9月の第二次世界大戦開始以後、ドイツ軍の快進撃が続き、日独伊三国軍事同盟の締結（1940年9月）への動きが強まるなかで、日本はフランスやイギリスに援蔣ルート（重慶政府への軍事物資補給・援助ルート）の封鎖、閉鎖を要求、中国国内では「防共・反共」をかかげた南京の汪精衛政権が勢いづくことになり、このため、重慶政府が日本の圧力に屈伏して投降する危険性がかつてなく強まったことがあった。こうした危険性を阻止し、抗日勢力を鼓舞するために中国共産党は百団大戦を発動したのである。

百団大戦は、北支那方面軍の共産党軍にたいする認識を一変させ、治安戦の方針を転換させる契機となった。すなわち、日中戦争における主要な敵を国民政府軍から共産党軍へと転じ、さらに軍隊を相手にすることから民衆を相手にする作戦へ移していったのである。この間に北支那方面軍の共産党、八路軍についての調査研究が進み、党と政権と民衆が一体となっているその組織と力量が容易ならぬものであることを認識するようになった。その結果、共産主義化した民衆が占領地の治安攪乱の主力であるとみなし、抗日根拠地、抗日ゲリラ地区の民衆にたいしては、殺戮、略奪、放火、強姦など戦時国際法に違反する非人道的な行為を犯してもかまわない、という治安戦の思想と方針が提示された。

民衆の支持を獲得して、共産党や八路軍から引き離すことを試みた治安戦開始期の「治安工作」は挫折し、逆に民衆そのものを殲滅の対象とする「治安作戦」に転じたのである。

北支那方面軍の第一軍参謀長の田中隆吉少将は、1940年8月26日、百団大戦への報復とし

での治安作戦を執行するにあたり、「敵をして将来生存する能わざるに至らしむ」ように「熾滅掃蕩」せよ、つまり、抗日根拠地にたいして燃えかすも残らないほど徹底的に殺戮、放火、略奪して生存不可能な状態にせよと指示した。これ以降、抗日根拠地・抗日ゲリラ地区への治安掃討作戦には「熾滅掃蕩作戦」という用語が頻繁に使用されるようになる。この「熾滅掃蕩作戦」を中国側は「三光政策（三光作戦）」と呼んだ。「三光」とは、中国語で「焼光、殺光、搶光（焼き尽くし、殺し尽くし、奪い尽くす）」の意味であり、日本軍が共産党と八路軍が支配して活動する地域と民衆にたいして徹底的に焼滅、殺戮、略奪をおこなった「熾滅掃蕩作戦」のことである。

日本軍は正式な作戦計画にもとづいて、大規模なジェノサイドを実行するようになったのである。百団大戦を契機にして以後、華北の「治安戦」は、「治安工作」よりは「治安作戦」が主要な手段となる。

3 アジア太平洋戦争と治安戦の強化

1941年12月8日、アジア太平洋戦争に突入した日本は、総力戦を遂行するために、華北にたいして食糧、資源、労働力を収奪して供出させる総兵站基地の役割を課した。緒戦において米英軍に勝利し、東南アジア、西太平洋に戦線を拡大した日本は、華北の占領地を拡大して、日本のいう治安地区として支配の安定確保をはかり、軍需生産・軍事力を強化するために人的・物的資源の収奪を強めようとして、解放区への熾滅掃蕩作戦すなわち三光作戦に全力を投入した。

北支那方面軍は1941年7月に立案した「肅正建設三ヵ年計画」にもとづいて、42年は「肅正建設の開花期」と自賛するほど大規模な治安肅正作戦を展開した。それは、華北全域を三つの区域、すなわち治安地区＝治安が確立し、対日協力の傀儡政権側のみでも警備可能で、日本軍の分隊（10人程度）以下で行動することが可能な地域、准治安地区＝軍事的には治安が一応安定しているが、日本軍の常駐がなければ傀儡政権の施策はおこなうことができず、共産党軍の遊撃戦がおこなわれている地域、ならびに未治安地区＝共産党軍の根拠地になっている解放区、敵性地区と称した、に区分したうえで、43年には、治安地区を華北全域の70%、准治安地区を20%、未治安地区を10%にすることを目標にした⁵。

このため日本軍を重点的に准治安地区に配備して共産党勢力を壊滅させるとともに、未治安地区にたいしては計画的に討伐作戦をおこなって、根拠地として再建できないように破壊、殲滅することを目指した。同時に、未治安地区と准治安地区との間に遮断壕などによる封鎖線を構築、抗日根拠地の衰亡をはかるとともに、准治安地区への共産党軍勢力の侵入を阻止しようとした。

前掲の『北支の治安戦(1)』の「まえがき」に「中共勢力の剿滅、北支那新秩序の建設は着々と進展し、昭和十六（一九四一）、十七（一九四二）年ころには逐次みるべき成果もあがりつつあった」と述べられていたように、1941年から強化され、42年に最も大規模に実施された抗

日根拠地と抗日ゲリラ地区への燼滅掃蕩作戦は、共産党と八路軍にも大きな打撃を与えた。中国革命史の古典とされる胡華主編『中国革命史講義』によれば、打撃は以下のものであった⁶。

（日本軍は）未治安区（抗日根拠地）に対して掃蕩作戦を主とする野蛮で残忍な「三光政策」を実行し、甚だしい場合は毒ガスを放ち、細菌戦を実行した。日本軍の作戦の対象は根拠地の軍隊、機関、成年および老若男女にまでおよび、食糧、衣服、家畜、農具、水利にいたるまで、略奪、破壊、放火、殺戮の目標とされた。日本軍のこのような作戦の目的は、日本軍の後方の抗日根拠地の軍民の生存条件を破壊することにあった。（中略）八路軍は1940年の40万人から1941年は30万3,000人に減少、抗日根拠地の面積も縮小した。1941年と42年は、抗日根拠地は極めて困難な状況に立たされ、軍民は深刻な局面に陥った。

華北の「第二の満州国化」をめざして治安工作を試みた北支那方面軍は、アジア太平洋戦争開始以後は、傀儡政権を強化し、治安地区を拡大して実質的に華北を「第二の満州国」に転換させ、資源、食糧、金融、労働力の収奪・略奪をいっそう強化しようとした。このため、北支那方面軍の治安戦は「劳工狩り（強制連行・強制労働を目的とした成年男子の拉致）」や物資略奪・強制供出のように露骨に収奪的なものになっていった。

四 治安戦＝三光作戦の諸相

華北において治安戦をおこなった北支那方面軍のなかで、1945年8月8日に対日参戦したソ連軍との戦闘に備えて動員された部隊は、日本の降伏によってソ連軍の捕虜となり、シベリアに送還、抑留されたが、1950年7月戦犯容疑者とされた将兵969名が新しく建国された中華人民共和国へ引き渡され、遼寧省撫順の戦犯管理所に収容された。同じく山西省で治安戦をおこなった北支那方面軍の一部が敗戦後も山西省に残留して国民党軍の側に立って国共内戦に動員されていたが、140名が共産党軍の捕虜となって山西省太原の戦犯管理所に収容されていた。

二つの収容所を合わせた1,109名の日本軍将兵のなかから、45名が戦犯として起訴され、1956年6月から7月にかけて戦犯裁判にかけられた⁷。この時、45名の戦犯が自ら書いて法廷に提出した供述書が、中央档案馆整理『日本侵華戦犯筆供述』⁸として出版された。以下に、治安戦＝三光作戦をおこなった日本軍将校の供述書にもとづき、さらに中国側の文献史料と照合しながら、その諸相を事例的に紹介する。

1 村民のジェノサイド（集団虐殺）

1942年4月、北支那方面軍直轄の第二七師団第二七歩兵団長鈴木啓久は、河北省遵化県魯家峪にたいして、日本軍と傀儡軍4,000余人を動員して大規模な掃蕩作戦をおこなった。魯家峪の村にある鶏冠山という石灰岩の山中にできた洞窟に、八路軍が隠れていたのを日本軍が発見し、洞窟に毒ガスを投げ込み、出てきた八路軍兵士100名を殺害した。さらに付近一帯の山を

搜索して隠れていた農民を捕捉、連行して八路軍の所在を訊問、応答しない農民を刺殺、銃殺した。白昼下で12歳の少女を輪姦し、妊娠している女性を輪姦したあと腹を割いて胎児を銃剣で取り出すなどした。婦女の強姦は100名にも達した。戦火に巻き込まれるのを恐れ、魯家峪付近の山地に避難していた農民235名を惨殺、魯家峪部落約800戸を焼き尽くした。

同年11月、鈴木啓久第二七歩兵団長は、河北省瀋県の潘家戴庄村が八路軍に通じているという報告を受けると、麾下の第一連隊長田浦竹治に「その部落を徹底的に剔抉を行い肅正すべし」と命令した。田浦から指令を受けた騎兵隊長鈴木信は、250人の部下を指揮しては潘家戴庄村へ赴かせた。騎兵隊は同村の老若男女1,280名を銃殺あるいは銃剣で刺殺、さらには日本刀で斬殺したり、生き埋めにするなどして、残酷な方法で村民を集団虐殺した。そのなかで30人の嬰兒が投げ殺された。全村で27戸が家族全員を殺害され、家系が絶えてしまった。日本軍は同村の全戸800を焼き尽くした。そして穀物500kg、家畜約40頭、荷車40輛を略奪し尽くした。「殺し尽くし、焼き尽くし、奪い尽くす」典型的な三光作戦が実施された⁹。

2 毒ガスによる集団虐殺

1942年5月、北支那方面軍直轄の第一一〇師団第一六三歩兵連隊長の上坂勝は、師団司令部より、八路軍根拠地の覆滅のため、各部隊は地下壕の戦闘には、毒ガスの赤筒および緑筒を使用し、その用法を実験し、作戦終了後その結果と所見を提出するよう命令を受けた。上坂は河北省の定県を出発した麾下の第一大隊（大江芳若大隊長）に、赤筒および緑筒の使用と所見報告を命じた。

第一大隊は定県南方の北疇村に八路軍の部隊が駐屯しているという情報をもとに、同村を包囲して払暁攻撃をかけた。同村には民兵も組織され、村内の地下には、ゲリラ戦と避難のための坑道が掘られていた。村内の掃蕩を開始した日本軍は、隣村に通ずる坑道を遮断したうえで、多数の住民が避難した地下道に毒ガスの赤筒、緑筒を投げ入れ、多くを窒息させ、苦痛のため飛び出してきた住民を射殺、刺殺、斬殺した。このため八路軍と民兵および住民約800名が殺害された¹⁰。

3 無住地帯（無人区）の設定

河北省東部の万里の長城線の南側にある遵化・遷安県一帯は、晋察冀辺区に属し、八路軍の有力な根拠地の一つとなっていた。北支那方面軍は、長城線に沿って幅4km、全長約100kmの地域を無住地帯（無人区）とすることを決定した。

命令を受けた第二七師団第二七歩兵団長鈴木啓久は、1942年9月下旬から12月にかけて無人区設置を実施した。兵力をもって長城線から4km以内にある住民を一人残らず強制的に追い払い、住民が立ち退きに当たり持ち得るだけのものを持ち、携行できないで残した食糧・穀物、家具、農具、家畜などは日本軍や傀儡軍が略奪したうえで、全家屋を放火、焼却した。命令に反抗した住民は惨殺された。日本軍のいう「熾滅掃蕩作戦」つまり「燃えかすも残らないほど滅ぼし尽くす作戦」を冷酷に実行した。まさに「焼き尽くし、殺し尽くし、奪い尽くす」

三光作戦であった。

住民を強制的に追い出した農地や山林は「無住禁作地帯」として、農民が入りこんで耕作することを厳禁し、農業、林業の生産手段まで破壊した。無人区とされた村には、どんな理由があろうとも住民が戻ることを厳禁し、一般民の交通も禁止し、違反者は容赦なく殺害された。この無住地帯設置のために、約5万戸の家が焼き払われ、約10万人の住民が追い払われた。遼化県では、立ち退きに応じなかった家や不審とみなされた住民1,200人以上が殺害された。遼寧省では、掃蕩を兼ねた追い出し作戦の過程で、抗日幹部と住民400余人が殺害された¹¹。

4 堤防の決壊と細菌戦

山東省を占領支配していた第一二軍の軍医部長川島清は、1943年1月麾下の第五九師団防疫給水班にたいして、同年8月以降にコレラ菌を使った細菌戦を実施するための準備を指示した。第一二軍の編制下にあった第五九師団第五四旅団長長島勤は、同年秋におこなわれた魯西（山東省西部）作戦において、麾下の部隊を上記の細菌戦に参加させた。

1943年9月上旬、コレラ菌作戦実施予定地域の山東省西部では十数日も大雨がつづき、天津に通ずる衛河（大運河）が増水して堤防ぎりぎりまで水位が上がった。第五九師団長細川忠康の命令下、歩兵第四大隊長広瀬利善は部隊員に臨清付近の衛河堤防の決壊を命じた。決壊口はたちまち150mに広がり、日本軍が解放区とみなした広大な耕作地と農村が大水害に見舞われた。収穫期をむかえようとしていた畑作物は全滅となり、泥土に埋まった村々を深刻な飢饉が襲った。

これより先に、七三一部隊として知られる関東軍防疫給水部を頂点とする細菌戦部隊の済南支部隊（一八七五部隊）が北支那方面軍防疫給水部（一八五五部隊、本部北京）の指導下に、魯西平野に広がる解放区一帯にコレラ菌を散布した。コレラ菌の入った缶詰を飛行機からばらまいたといわれている。栄養失調と飢餓に苦しんでいた解放区の村々にたちまち伝染病が広がり、コレラ患者が蔓延するようになった。

堤防決壊口から流れだした大水は、衛河流域の臨清、館陶、邱県、武城県などに深刻な災害をもたらし、約11万戸、67万余人が水害の被害をうけ、耕地約9万6,000町歩が破壊され、水害と飢餓とコレラの蔓延で、住民約3万余人が死亡したといわれる¹²。

5 「収買作戦」の名もとの略奪

アジア太平洋戦争の開戦と長期化にともない、華北が総兵站基地に位置づけられ、治安工作・治安戦の目的が食糧・物資・資源の略奪となった。北支那方面軍では特務機関が、傀儡県政府や新民会の職員や保安隊（傀儡軍）を使って、「収買工作」「収買作戦」などと称して、小麦や雑穀類、棉花などを「強制供出」させたが、実際には金が支給されなかったので略奪であった。

1943年秋、山西省の太原の南近くにある祁県のコレラ顧問を務めていた村上政則は、民間から軍属として北支那方面軍の宣撫官になって宣撫工作に従事していたが、榆次特務機関から食

糧の収買工作を命令され、現地の日本軍一個小隊（40人程度）の支援をうけて、県の保安隊（傀儡軍）の主力と馬車数十台を率いて、村々をまわって穀類を供出させる活動に従事していた。

祁県の収買実績が悪いのに業を煮やした榆次特務機関からS経済班長以下数人の下士官と兵が「督励班」の腕章をつけて、県境のもっとも成績の悪い村に出動して、強制的に穀物を供出させた。その時S中尉は「村上顧問、見せしめに一軒火をつけようじゃないか。一人や二人殺してもかまわんよ、皆の前でなぶり殺しにすると、隠している食糧を全部持ち出してくるぞ。どうだやってみようじゃないか。割当量ぐらいすぐ集まるよ」と言った。

その日、農民たちは、ずしりと重い食糧の詰まった麻袋を重そうにつぎつぎ運びだしてきたので、大量に食糧が集まり、S中尉は勝ち誇ったように意気揚々と帰っていった。村上顧問が後で分かったのは、S中尉は村長をはじめとする村の有力者四人を集めて、軍刀で耳を削ぎながら「食糧を出せ、もっと出さないか」脅迫したのであった。村上顧問は耳を切り落とされかかった村長らが血まみれのタオルをかぶって苦痛にのたうち回っているのを目にした¹³。

6 略奪作戦と「劳工狩り」

北支那方面軍の第一二軍所属の独立混成第一〇旅団第四四大隊は、1942年から43年にかけて、山東省西南部に広がる晋冀魯豫辺区で抗日根拠地・ゲリラ地区の掃蕩作戦をおこなった。河北省との境に近い臨清は棉花の集散地で、付近の農村一帯は棉作地帯であった。棉花収穫期の秋、第四四大隊第一中隊が部落掃蕩に出動すると、一帯の農村の農民はみなどこかへ逃げてしまった。そこへ北支那開発株式会社（華北占領地の経済開発と支配をおこなうため、日本政府が1938年11月に発足させた国策会社）の職員が大勢の苦力（人夫）とともに農家に入り、各家にあった収穫された棉花を運び出し、会社の車に積みこんで持ち去った。第一中隊は畑の周囲に立ってこれを警備した。この大規模な棉花の略奪は、北支那方面軍の晋察冀辺区肅正作戦の「根拠地施設の破壊、物資の搬出」命令によるものであった。つまり前述の「敵をして将来生存する能わざるに至らしむ」ための「燼滅掃蕩作戦」の一つであった。

第四四大隊は、「兎狩り」「劳工狩り」といわれた「農民狩り」作戦と同じく臨清付近でおこなった。一大隊規模の兵隊が目立つように旗を持って10m間隔に立って一つの村を包囲し、無線電話を使っていっせいに行動を開始した。家々から飛び出し、逃げ出した農民を村の中心部へ向かって追い詰めてしだいに輪を締め、最後は村の空き地に追い詰めて成年男子を捕縛、強制連行して、「満州」の鉱山などに送り、強制労働をさせた。一部は日本へ強制連行し、日本各地の鉱山や炭坑などで苛酷な労働を強いた¹⁴。

7 組織的におこなわれた性犯罪行為

日本軍の性犯罪行為は、未治安地区、准治安地区、治安地区に応じて異なった。

未治安地区すなわち抗日根拠地（解放区）は「敵性地区」と見なしたので、三光作戦といわれる「燼滅掃蕩作戦」すなわち皆殺し、焦土作戦が採用された。女性も殺戮の対象と見なされ「どうせ殺すのだから何をやってもかまわない」という論理から、女性を殺害する前に強姦、

輪姦したり、猟奇的に殺害することがおこなわれた。山西省においては、村の若い女性を日本軍の拠点や兵営に拉致・連行して長期にわたり監禁して強姦をつづけ、その後日本軍の慰安婦にした例が少なくなかった。

淮治安地区すなわち抗日ゲリラ地区の女性にとっての受難は、強姦・輪姦殺害が多かったことである。同区においては、被害者側が日本軍の憲兵に訴える可能性があったので、「死人に口なし」の言葉どおり、証拠隠滅のために、強姦・輪姦後に殺害してしまうケースが多かった。部隊のなかには「始末をきちんとつけて証拠を残すな」と強姦殺害をほめめかす上官もいた。

治安地区では、日本軍当局によって女性凌辱行為は厳しく禁止され、兵士の側でも強姦は認められぬと自覚していたので、同区の都市においては部隊による組織的な性犯罪行為はほとんどおこなわれなかった。その代わりに、ほとんどの都市には例外なく日本軍慰安所が設置されていた¹⁵。

8 三光作戦の被害概数

三光作戦による被害総数を厳密に調査、解明することは今となつては困難であるが、中央档案馆他編『日本侵略華北罪行档案2 戦犯供述』¹⁶の「概述」に、北支那方面軍の華北侵略による被害状況の詳細が記述されているので、総概数部分を参考として紹介する。

1941年から43年まで、日本軍が華北の抗日根拠地にたいしておこなった大規模な熾滅掃蕩作戦で実行した三光政策により、大量虐殺がおこなわれて無人区が生まれ、占領地域からすべての物資と労働力が略奪された。1941と42年に華北において軍事工事に強制徴用された人夫は延べ4,500万人に達する。日本軍が日中戦争期に華北で引き起こした虐殺事件は1,540件におよび、そのなかで100人から6,400人にいたる規模の民間人虐殺事件は377件に達する。

日本軍が長城線沿いに設定した無人区は20県におよび、面積は5万km²に達し、無住禁作地帯は8,500km²におよんだ。長城線沿いの無人区を設定するにあたり、熱河省だけで10余万人の民衆が虐殺され、15万人が捕捉され、21万4,179戸の107万895人が集合部落に強制移住させられた。12万3,718戸の61万8,590人が逃亡して他所へ移っていった。

華北にあった五つの抗日根拠地を合わせて、もとの人口は9,363万306人であったが、日中戦争の8年間に、一般民衆で直接・間接に殺害された者が287万7,306人、傷害者が319万4,766人、日本軍に拉致連行された者が252万6,350人、女性で強姦された者が62万388人（山東省の根拠地を含めない）にのぼった。華北の抗日根拠地において、平均して女性50人に1人以上の割合で日本軍に強姦された。

日本軍は1937年7月から45年10月までの間に、華北各省の市と239の県において合計1,000回毒ガス兵器を使用した。日本軍が華北で使用した生物兵器は、華北の人民に深刻な犠牲をもたらした。日中戦争の8年間に日本軍は華北で70回以上の細菌兵器を使用し、そのうち具体的な死亡者数がわかる25件において、華北の軍民47万人以上が細菌戦によって死亡した。

強制連行・強制労働では、日本の華北の各地20ヵ所に監獄式の集中営（収容所）を設置し

て、規模の大きなところには4、5万人、規模の小さいところには1,000～2,000人を押しこんだ。1934年から45年の間、日本侵略者により華北から華北以外の地へ送られた勞工（労務者）は約2,000万人以上であった。日本へ強制連行された約4万人の勞工のうち6,830人が死亡した。

注

- ¹ 笠原十九司『日本軍の治安戦—日中戦争の実相』岩波書店、2010年。
- ² 『岩波講座 アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相』岩波書店、2006年、所収。
- ³ 笠原十九司『南京事件と三光作戦—未来に生かす戦争の記憶』大月書店、1999年。
- ⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 北支の治安戦〈1〉』朝雲新聞社、1968年。同『戦史叢書 北支の治安戦〈2〉』朝雲新聞社、1971年。
- ⁵ 前掲『北支の治安戦〈1〉』、528～536頁。
- ⁶ 胡華主編『中国革命史講義』中国人民大学出版社、1959年、418頁。
- ⁷ 岡部牧夫他編『中国侵略の証言者たち—「認罪」の記録を読む』岩波新書、2010年、参照。
- ⁸ 中央档案馆整理『日本侵華戦犯筆供述』全10冊、中国档案出版社、2005年。
- ⁹ 前掲『日本侵華戦犯筆供述』第1冊所収の鈴木啓久の供述書、および鈴木啓久『在支回想録—第27師団歩兵団長時代・独立歩兵第4旅団時代・第117師団長時代』（1966年執筆の手稿、靖国神社偕行文庫所蔵）、同『中北支における剿共戦の実態と教訓—中共軍と戦った5年間』（1967年執筆の手稿、靖国神社偕行文庫所蔵）より。
- ¹⁰ 前掲『日本侵華戦犯筆供述』第1冊所収の上坂勝の供述書より。石田勇治他編『中国河北省における参考作戦—虐殺の村・北瞳村』大月書店、2003年、参照。
- ¹¹ 注(9)に同じ。
- ¹² 前掲『日本侵華戦犯筆供述』第2冊所収の長島勤の供述書、および中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院合編『日本帝国主義侵華档案資料選編 細菌戦と毒気戦』（中華書局出版、1989年）所収の「林茂美検挙長島勤材料」より。さらに本多勝一・長沼節夫『天皇の軍隊』（朝日文庫、1991年）の「第10章 一八秋魯西作戦＝コレラ作戦」参照。なお、細菌戦被害の悲惨さ、残酷さについては、湖南省の常德を中心に日本軍がおこなったペスト菌を使った細菌戦の実態と被害を聞き取り調査によってまとめた聶莉莉『中国民衆の戦争の記憶—日本軍の細菌戦による傷跡』（明石書店、2006年）を参照されたい。
- ¹³ 村上政則『黄土の残照—ある宣撫官の記録』鉦脈社、1983年、より。
- ¹⁴ 前掲『南京事件と三光作戦』第二部第三章所収の「岩田和夫氏の証言」より。
- ¹⁵ 前掲『南京事件と三光作戦』第二部の「第二章 三光作戦と日本軍の性犯罪」「第三章 なぜ日本軍は性犯罪にはしったか」より。
- ¹⁶ 中央档案馆・中国第二歴史档案馆・河北省社会科学院編『日本軍侵略華北罪行档案2 戦犯供述』河北人民出版社、2005年。